

事業名	都市計画図等の公共測量の成果を活用した多様な地図情報サービスの提供				
申請事業者	地理空間情報に関するサービスを提供する企業を会員とする団体				
事業所管	経済産業省	規制所管	国土交通省	法令	測量法

**【照会内容・結果】**

○照会者は、「公共測量成果」(※1)の二次的複製(※2)を行い、地図情報提供サービスを行う会員企業を支援することを検討。

※1国や地方自治体等の「測量計画機関」が得た「公共測量」の成果(都市計画図、道路台帳、下水道台帳等)。

※2複製品の複製。現行の測量法では、「公共測量成果」を「複製しようとする者」は、あらかじめ、「測量計画機関」の承認を得ることが義務づけられている。

○照会の結果、現行法令における「公共測量成果」の二次的複製の取扱いについて、複製の場合と同様に、所要の承認手続きを経ることで二次的複製が可能となること等が確認された。

○都道府県知事(「測量計画機関」の長)宛てに、本年8月を目途に、本照会の回答結果を盛り込んだ技術的助言の発出を検討。

**【意義】**

○「公共測量成果」の二次的複製の取扱いが「測量計画機関」の間で全国的に統一されることにより、広域的なデータの集約を通じた多様な地図情報提供サービスの円滑な全国展開が可能になることが期待される。

**【お問い合わせ先】**

経済産業省商務情報政策局情報政策課情報プロジェクト室(03-3501-2964)